

# 株券等の大量保有の状況に関する開示制度 (いわゆる5%ルール)の施行について

平成2年11月21日  
事務連絡

## 1 機関投資家等の特例

証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者の大量保有報告書の取扱いについては、特例による報告が認められることとなり、投資一任会社については、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下「内閣府令」と略す。）第11条第1号で、この特例の適用を受けられることとなりました。

ただし、特例の適用を受けられるものは、証券取引法（以下「法」という。）第27条の26第3項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限られ、その届出に当たっては、内閣府令第18条の規定に基づき、基準日を届け出る必要があり、その場合の様式は、内閣府令第4号様式によることとされております。

提出方法は、内閣府令第19条の規定に基づき、主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して内閣総理大臣に提出します。

## 2 投資一任契約を締結している顧客に対する報告義務

上記の顧客に対しては、法第27条の24及び内閣府令第7条の規定に基づき、毎月1回以上、当該株券の保有状況について説明した通知書の作成、交付が必要です。

なお、現在、月1回以上顧客に運用状況報告書を提出している投資一任会社で、かつ必要項目が内閣府令第7条の記載要件を満たしている場合は、これをもって上記通知書も兼ねることができます（その場合には、その旨の表示が必要）。

## 3 平成2年12月1日の法施行日現在で、5%を超える株券を保有している者の大量保有報告書の提出義務

12月1日の法施行日現在で、5%を超える株券を保有している者は、法附則第4条に基づき、12月7日までに大量保有報告書を大蔵大臣に対して提出することが必要です。

### (備考)

金融商品取引法施行に伴い「証券取引法」を「金融商品取引法」と読み替える。ただし3については対象外とする。